

家計急変の該当基準と判定方法について

該当基準

申請者および配偶者等の令和3年1月以降の任意の1か月を12か月換算した額が、下表の市民税非課税相当限度額以内であること

判定方法

①令和3年1月以降の任意の1か月の収入により経済状態を推定します。

収入の種類（給与、事業、不動産、年金）

②判定対象者は、申請者および配偶者等のそれぞれについて判定します。

③扶養親族等の人数は、申請時点における状況で判定します。

◎ 市民税（均等割）の非課税相当限度額算定表

世帯の人数	家族構成例	市民税非課税相当限度額 (収入額ベース)	月額を目安 (総支給額を確認)
2	夫(婦)+子1人	1,469,000円	122,400円以内
3	夫婦+子1人	1,877,000円	156,400円以内
4	夫婦+子2人	2,327,000円	193,900円以内
5	夫婦+子3人	2,777,000円	231,400円以内
6	夫婦+子4人	3,227,000円	268,900円以内
7	夫婦+子5人	3,668,000円	305,600円以内

※配偶者の方の収入が103万円以上の場合は世帯人数から配偶者分を除いた人数で計算

判定方法のイメージ（例）

- ・ 給与収入
- ・ 判定対象者2人



世帯人数4人（夫婦+子2人）の場合

→ R3.2月分の給与総支給額 **180,000円**（申請者）

年収換算（見込） 18万円×12か月 = **2,160,000円**

R3.2月分の給与総支給額 **80,000円**（配偶者等）

年収換算（見込） 8万円×12か月 = **960,000円**

判定結果

→ **収入の高い申請者の年収換算が市民税非課税相当限度額（2,327,000円）以内のため、給付可能**